

C 「特定口座 譲渡損益額のお知らせ」の見方

特定口座内の株式投資信託の譲渡取引(買取・解約・償還)のお取引時にご報告させていただく書類です。源泉徴収ありの特定口座の場合に作成されます。

✓CHECK POINT

ご換金・ご解約時の損益額や源泉徴収(または還付)された金額等を確認しましょう。

1. お取引で譲渡益が発生し、所得税・住民税源泉徴収が行われたケースです。

譲渡損益額/源泉徴収額

今回のお取引で譲渡益が発生したため、所得税・住民税が源泉徴収されています。

源泉徴収額

①源泉徴収額=②所得税+③住民税

作成日 ○年○月○日 1頁

特定口座 譲渡損益額のお知らせ

特定口座の取引に係る譲渡損益額および源泉徴収・還付のお知らせです。取引の都度、年初からの譲渡益税徴収の計算を行い、徴収過多の場合は還付金としてご返金いたします。還付金はその都度お客様の口座にご入金いたします。

取引店	口座番号	〇〇 〇〇様
証券総合口座		特定口座:源泉徴収あり
投信口座		
債券口座		

基準日	ご精算日	〇〇 〇〇様
〇.〇.〇〇	△.△.△△	特定口座:源泉徴収あり

今回お取引の譲渡損益額	①源泉徴収額	②(内訳)所得税	③(内訳)住民税
● 43,248	● 8,785	6,623	2,162

平成25年以降、所得税には復興特別所得税(所得税額×2.1%)が付加されております。 源泉徴収額 ①=②+③

前回お取引までの年間損益額	前回お取引までの年間源泉徴収額	前回お取引までの所得税徴収額	前回お取引までの住民税徴収額
88,920	18,064	13,618	4,446
今回お取引後の年間損益額	今回お取引後の年間源泉徴収額	今回お取引後の所得税徴収額	今回お取引後の住民税徴収額
132,168	26,849	20,241	6,608

平成22年以降、源泉徴収・配当等受入の口座については、配当等と譲渡の損益通算を行います。本お知らせにこの内容は含まれておりません。(単位:円)

解約のお取引の都度、年初からの譲渡損益を計算して、譲渡利益額が増加した場合、源泉徴収を行います。

2. お取引で譲渡損が発生し、前回までのお取引で源泉徴収された所得税・住民税の還付が行われたケースです。

譲渡損益額/還付額

今回のお取引で譲渡損失が発生したために、年初から徴収した所得税・住民税の還付が行われています。

今回お取引後の年間損益額

今回お取引後の年間損益額 = 今回お取引の譲渡損益額 + 前回お取引までの年間損益額

今回お取引後の年間源泉徴収額

今回のお取引で還付が行われたため、源泉徴収額は"0"となります。

作成日 ○年○月○日 1頁

特定口座 譲渡損益額のお知らせ

特定口座の取引に係る譲渡損益額および源泉徴収・還付のお知らせです。取引の都度、年初からの譲渡益税徴収の計算を行い、徴収過多の場合は還付金としてご返金いたします。還付金はその都度お客様の口座にご入金いたします。

取引店	口座番号	〇〇 〇〇様
証券総合口座		特定口座:源泉徴収あり
投信口座		
債券口座		

基準日	ご精算日	〇〇 〇〇様
〇.〇.〇〇	△.△.△△	特定口座:源泉徴収あり

今回お取引の譲渡損益額	①還付額	②(内訳)所得税	③(内訳)住民税
● -99,371	● 4,747	3,579	1,168

平成25年以降、所得税には復興特別所得税(所得税額×2.1%)が付加されております。 還付額 ①=②+③

前回お取引までの年間損益額	前回お取引までの年間源泉徴収額	前回お取引までの所得税徴収額	前回お取引までの住民税徴収額
23,373	4,747	3,579	1,168
今回お取引後の年間損益額	今回お取引後の年間源泉徴収額	今回お取引後の所得税徴収額	今回お取引後の住民税徴収額
● -75,998	● 0	0	0

平成22年以降、源泉徴収・配当等受入の口座については、配当等と譲渡の損益通算を行います。本お知らせにこの内容は含まれておりません。(単位:円)

解約のお取引の都度、年初からの譲渡損益を計算して、譲渡利益額が減少した場合(課税対象額がマイナスの場合)、徴収した税額を限度にお客さまの指定預金口座に還付します。